

兵庫海外研究ネットワーク（HORN：Hyogo Overseas Research Network）事業  
〔HUMAP研究者交流推進制度〕 令和7年度募集要項（受入れ）

1 目的

県内大学の研究者と、海外大学・研究機関の研究者が互いに協力し、震災の経験と教訓を生かし、防災人道支援、人間の安全保障、多文化共生等の分野において、講演・講義・研究等を行う場合に、滞在に係る経費の一部を支援することによって、当該研究分野の発展に寄与するとともに、県内大学と海外大学等の学術交流を推進し、もって、アジア・太平洋地域の発展を図ることを目的とする。

2 定義

この要項において、「受入れ外国人研究者」とは、受入れ県内大学・海外カウンターパート双方の合意に基づき、海外の大学・研究機関から、原則として当該海外大学・研究機関に在籍したまま、1ヶ月以上1年以内の期間、兵庫県内の大学が受け入れる研究者をいい、「県内大学側受入れ研究者」とは、受入れ外国人研究者を受け入れる県内大学に常勤で、受入れ外国人研究者と共同研究を行う研究者とする。

3 支援予定人数

5人程度

4 対象分野

人文、社会科学及び自然科学の全分野とする。

①防災人道支援、②人間の安全保障、③多文化共生、④環境、⑤先端科学、⑥健康科学、⑦再生医療、⑧社会開発の各分野については優先して採択することがある。

特に、アジア・太平洋地域の研究機関・大学との交流を優先するが、欧米の研究機関・大学でも研究対象として日本を含むアジア・太平洋地域とする場合は対象とする。

また、知識や研究成果を広く県民等に還元できるものについても優先して採択することがある。

5 支援の内容

本機構は、HORN事業(受入れ)に採択された研究者に対し、次に掲げる滞在費等を支給する。

(1) 滞在費：387,600円（1ヶ月）

(2) 往復渡航費：予算の範囲内で支給(受入れ大学で最も経済的な往復航空券を手配して、本機構に立替払請求する。)

但し、航空券発券後のフライト変更に伴う追加経費等は本機構では負担しない。

6 渡日時期

受入れ外国人研究者は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に渡日

するものとする。

## 7 受入れ候補者の申請

この制度に基づき、海外の大学から研究者の受入れを計画し、本機構からの支援を希望する受入れ大学の長(以下「大学長」という。)は、次に掲げる書類により本機構理事長(以下「理事長」という。)に申請するものとする。

- (1) 令和7年度HORN事業(受入れ)の申請について(別紙様式1-1)
- (2) 令和7年度HORN事業(受入れ)候補者一覧表(別紙様式1-2)
- (3) 令和7年度HORN事業(受入れ)申請書(別紙様式2-1)
- (4) 令和7年度HORN事業(受入れ)申請書(英文。別紙様式2-2)【原本】
- (5) 受入れ研究者候補者との連絡状況が確認できる往復文書  
(主要なものを添付する。日本語以外の場合は、必ず日本語訳を付すこと。)
- (6) その他補足説明資料  
(特に必要な場合のみとし、日本語以外の場合は、必ず日本語訳を付すこと。)

## 8 候補者の資格及び条件

HORN事業(受入れ)で支援する研究者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 研究者交流に関する個別の合意に基づき、受入れ大学が受入れを許可する者
- (3) 優れた研究業績を有する外国人研究者で、人格等に優れている者
- (4) 県内大学に所属する常勤の研究者と共同研究を行い、その成果が期待できる者
- (5) 講演会、HUMAPホームページへのレポートの掲載等で、知識や研究成果を広く県民等に還元できる者

## 9 申請書の提出期限

申請書類の提出期限は、令和7年2月7日(金)(事務局必着)とする。

## 10 選考及び採否の通知

理事長は、第7項の規定により提出された申請について、採否を決定し、申請のあった大学長に対し、候補者の採否について通知するものとする。なお、採否に関する個別の問い合わせには一切応じない。

※近年、航空運賃の高騰が顕著になっていることから、採択にあたっては事業予算を考慮して、航空券代が高額になると見込まれる地域については、採択数を調整する場合がある。

## 11 受入れ外国人研究者及び受入れ大学の義務

- (1) HORN事業(受入れ)での支援の採択を受けた受入れ外国人研究者は、受入れ大学及び県内大学側受入れ研究者と協議の上、日本に滞在中に、学生や県民に対しその知識や研究成果の還元を図るために取り組みに努めるとともに、共同研究終了後に、当事業による共同研究である旨を明記した、研究論文・報告書を発表するものとす

る。

(2) 受入れ大学は、受入れ外国人研究者が(1)の取り組みを実施するにあたっては、積極的に協力するものとする。

#### 12 滞在費等の支給方法

滞在費等の支給は、別に定める方法により、受入れ大学を通じて行うものとする。

#### 13 実績報告

受入れ大学は、受入れ外国人研究者の滞在終了後、別に定める方法により、報告書を提出するものとする。

#### 14 留学体験記

受入れ大学は、受入れ外国人研究者の滞在終了後、別途定める期限までに、支給対象者に研究内容や成果等について体験記を作成させ、HUMAPウェブサイトより情報発信を行うものとする。

#### 15 その他

滞在費の支援月数を超えて滞在する場合の滞在費等については、受入れ外国人研究者本人又は受入れ大学等が責任を持って支弁すること。

また、今回の応募の状況や採用辞退の状況等によって令和7年度中に再度募集をすることがある。

なお、本募集は、令和7年度の兵庫県との委託契約成立を前提として、兵庫県の予算成立前に事務手続きを行うものであり、兵庫県の予算成立の状況によっては、支援予定人数、支援金額を変更することがある。

#### 16 申請書等の提出先及び照会先

公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究戦略センター 交流推進課

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター 東館6階

TEL 078-262-5713 FAX 078-262-5122

※本募集要項は、HUMAPのホームページからダウンロードできます。必要に応じてご活用ください。

URL : <https://hyogo-humap.jp/>